

TRAFFIC[®]

the wildlife trade monitoring network

なぜ今、水産物のトレーサビリティが必要なのか
ー トレーサビリティ関連法とその課題 ー

高橋 そよ

トラフィック イーストアジア ジャパン

水産プログラムオフィサー

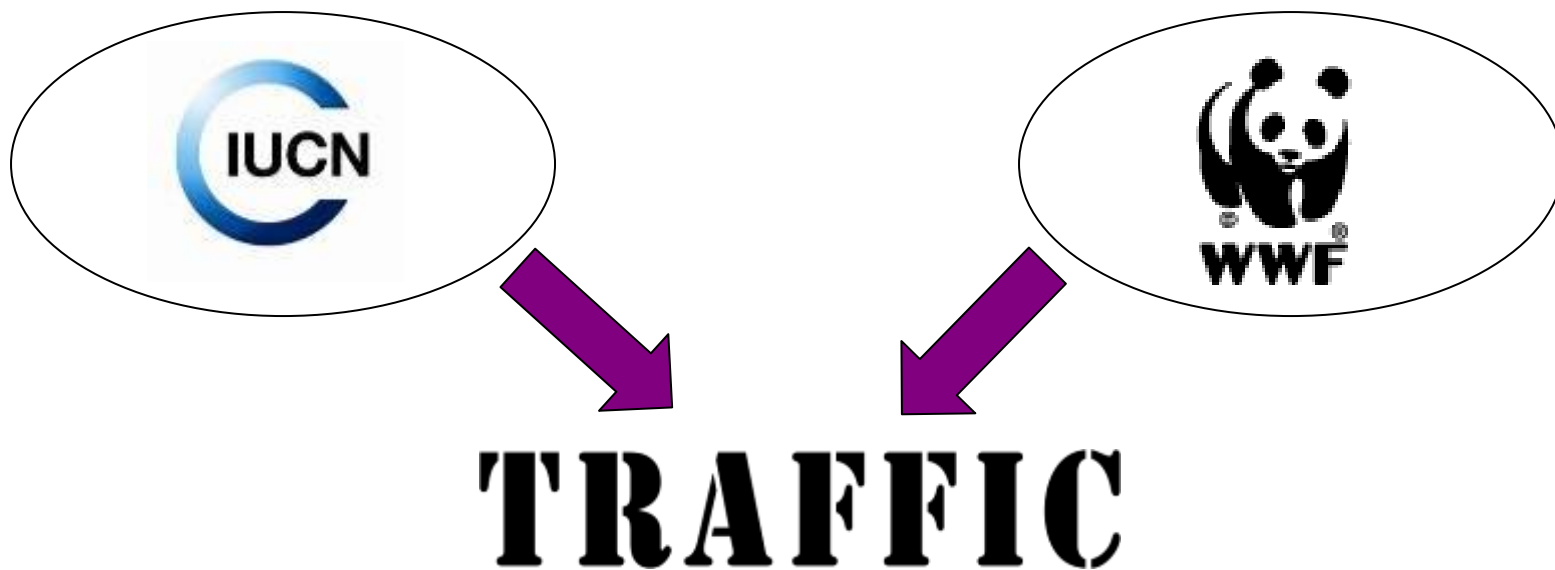
発表の内容

- 1) トラフィックの紹介
- 2) トラフィックセミナーの目的と背景
- 3) トレーサビリティ関連法のレビュー
- 4) 問題提起と講演者の紹介



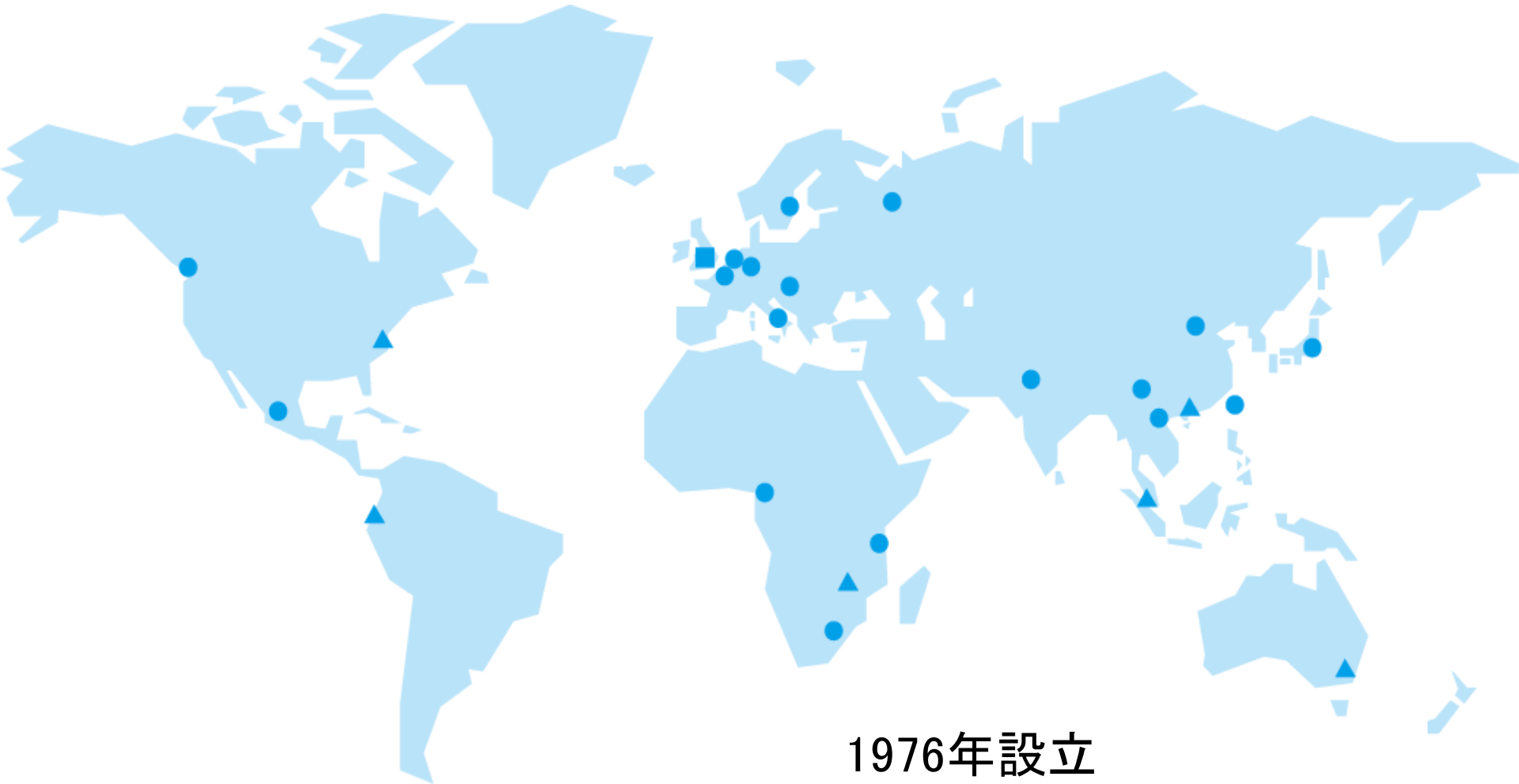
トラフィックとは

トラフィックは、WWFとIUCN（国際自然保護連
合）の共同プロジェクト



トラフィックとは

TRAFFIC
— EAST ASIA - JAPAN —



- TRAFFIC International
- ▲ Regional Office
- Other local office

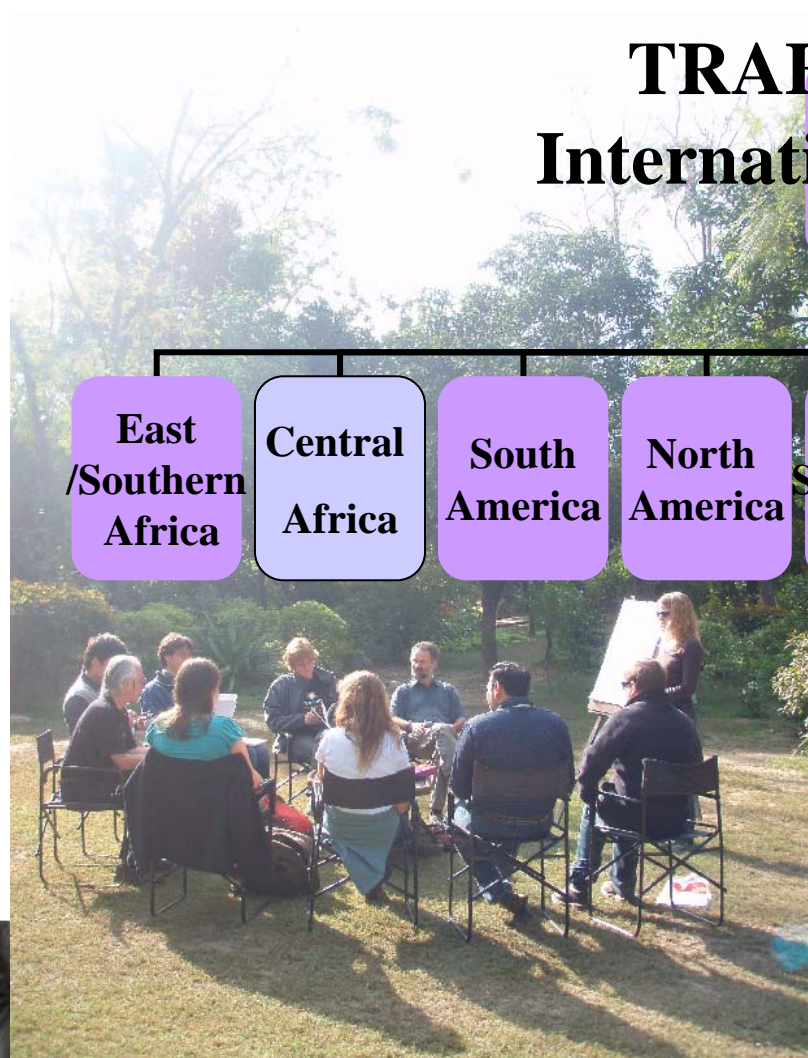
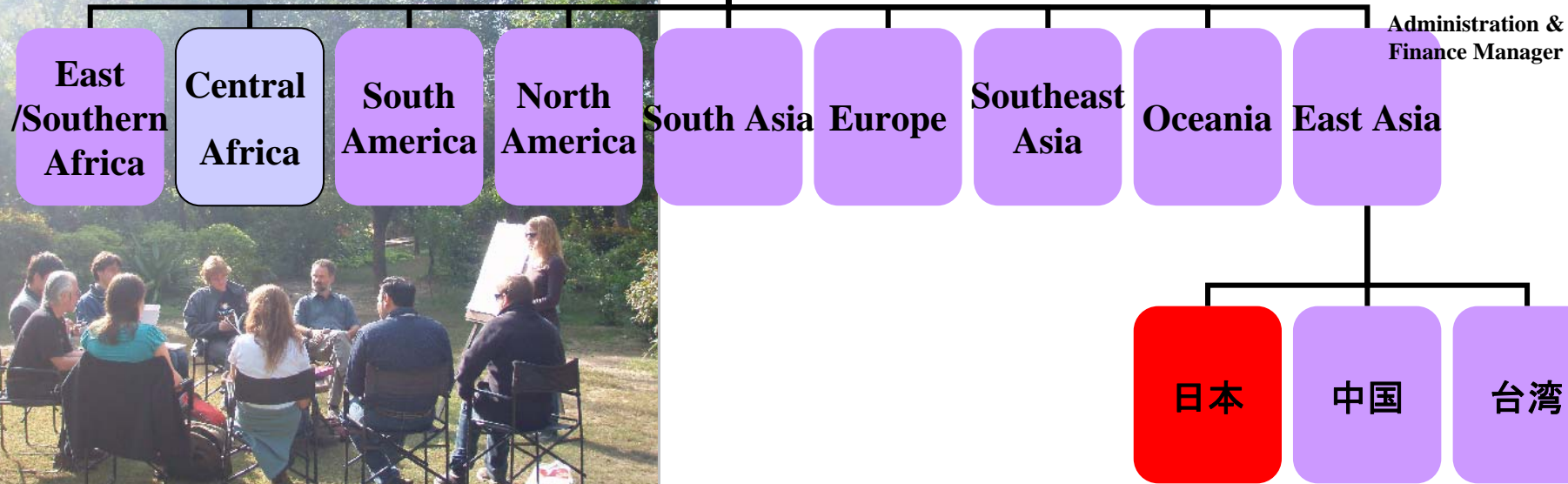
1976年設立
本部 ケンブリッジ(英国)
拠点 世界25カ所に拠点
日本(1982年)

トラフィックとは

TRAFFIC International



Executive Director:
スティーブン・ブロード



トラフィックの活動の使命

野生生物の取引が、
持続可能なレベルであるよう監視すること



©KLEIN & HUBERT / WWF



©Zig KOCH / WWF



©François PIERREL / WWF-Canon



地球上の生物多様性



©Martin HARVEY / WWF-Canon



© WWF-Canon / Anton VORAUER



©Martin HARVEY / WWF-Canon



©Andr  BERTSCH / WWF-Canon



©Hartmut JUNGIUS / WWF-Canon



©Roger LeGUEN / WWF-Canon

生物資源の持続可能な利用と暮らしの多様性



© Brent Stron / Getty Images



WWF Canon



© Harmut Jungius / WWF-Canon



© Martin Harvey / WWF-Canon

トラフィックセミナーの目的と背景

IUU(違法、無報告、無規制)漁業

国際的な関心の高まり → 漁獲可能量以上の流通

- ・クロマグロ Atlantic Bluefin tuna 漁獲枠よりも年間60%
上回る漁獲の存在 (ICCAT科学委員会 2009)
- ・メロ Toothfish 国際取引されたうち、約17%がIUU漁業
に由来 (Mary Lack 2008)
- ・サーモン Salmon 報告された漁獲量の9,700t以上も超
過してロシアから日本へ輸入されるベニザケ (Natalia
2008)



トラフィックセミナーの目的と背景

2010年1月

EUのIUU漁業規則(EC1005/2008)施行

©Brian J. Skerry / National Geographic Stock / WWF



世界的消費国、日本が担っている役割とは？

トラフィックの提言

IUU漁業由来の水産物を流通させない仕組みづくり

サプライチェーンの様々な角度から議論する場の必要性



食品トレーサビリティの定義

Codex 委員会総会 (2004)

生産、加工および流通の特定の¹つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること(訳「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」より)

「移動を把握できる」とは、川下方向へ追いかける**追跡**と、川上方向へ遡る**遡及**の両方を意味する。



水産物トレーサビリティの必要性

- 食品の安全性確保
 - 回収の実行可能性
 - 原因究明支援
- 情報の信頼性確保
 - 産地表示、日付等
- 合法性の証明



©Stuart Hanchet / NIWA

IUU漁業由来の水産物を国内市場に流通させない



■ 食品衛生法(2003年改正)

生産者および食品事業者へ、生産記録の作成・保存、政府機関への提供の義務づけ。(食品全般)

→ 努力義務、罰則なし

■ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)

産地表示、記録保存の義務(生鮮食品と一部加工食品)

→ 努力義務

→ 罰則(産地偽装 個人200万円以下の罰金または2年以下の懲役、法人一億円以下の罰金)



トレーサビリティ関連法

トレーサビリティが義務づけられている食品は、

牛肉（2003年）と米（2009年）のみ。



トレーサビリティ関連法

2008年、生産情報公表JAS(養殖魚)告示

認定生産行程管理者

認定小分け業者

水産物トレーサビリティ

→ 事業者の任意

→ 広がり始める取り組み



トレーサビリティ関連法

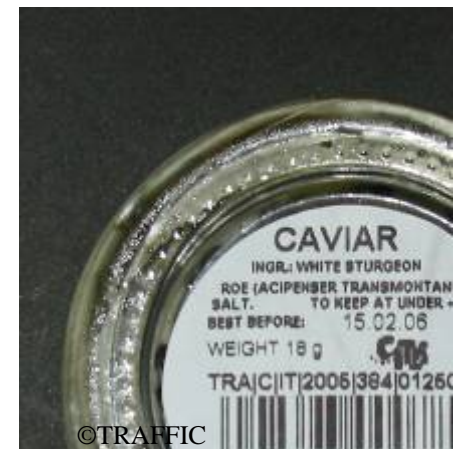
2010年3月、水産庁は蓄養クロマグロ2,300tの差し止めを公表 → 現行法では、国内市場に入った場合、合法性を確認できない！



トレーサビリティ関連法

2000年、国際条約（ワシントン条約、CITES）によって、すべてのキャビアの生産・加工・流通のトレーサビリティが義務づけられる。

→しかし、条約加盟国でありながら、日本は導入していない！



問題提起と講演者の紹介

水産物トレーサビリティを確保するために、行政や生産者、企業はどのように取り組むべきなのか？



問題提起と講演者の紹介

- EUにおけるIUU漁業規則の施行状況
- EUへの輸出国の対応と国内法
- 国内事業者の取り組み



TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

